

目 次

津市告示

公示送達

街区の区域変更及び新設の実施

津市営住宅近傍同種の住宅の家賃

市議会臨時会の招集

津市下水道排水設備指定工事店の取り消し

放置自転車等の撤去及び保管

住民票の職権消除及び公示送達

公示送達

公示送達

国民健康保険被保険者証の無効

平成25年産大豆に適用する共済掛金率等

津市公告

開発行為に係る工事の完了

土地収用法に基づく事業認定申請書及びその添付書類の写しの縦覧

軽微な変更に伴う津市農業振興地域整備計画の変更

犬の抑留

道路位置指定

犬の抑留

平成25年1月分津市農用地利用集積計画の決定

津市教育委員会告示

津市教育委員会の開催

津市教育委員会の開催

※ 目次には、JIS第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市告示第16号

下記の者の督促状、差押調書（謄本）、配当計算書（謄本）及び充当通知書は、住所居所不明のため、送達することができないので、国民健康保険法（昭和13年法律第60号）第78条により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市健康福祉部保険年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成25年2月1日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき 文書
		差押調書（謄本）、配当計算書（謄本）及び充当通知書

津市告示第17号

津市住居表示に関する条例（平成18年津市条例第78号）第5条の規定に基づき、高茶屋五丁目の街区の区域を変更及び新設し、次のように定める。

平成25年2月1日

津市長 前 葉 泰 幸

1 変更区域（別図のとおり）

高茶屋五丁目7番街区

2 新設区域（別図のとおり）

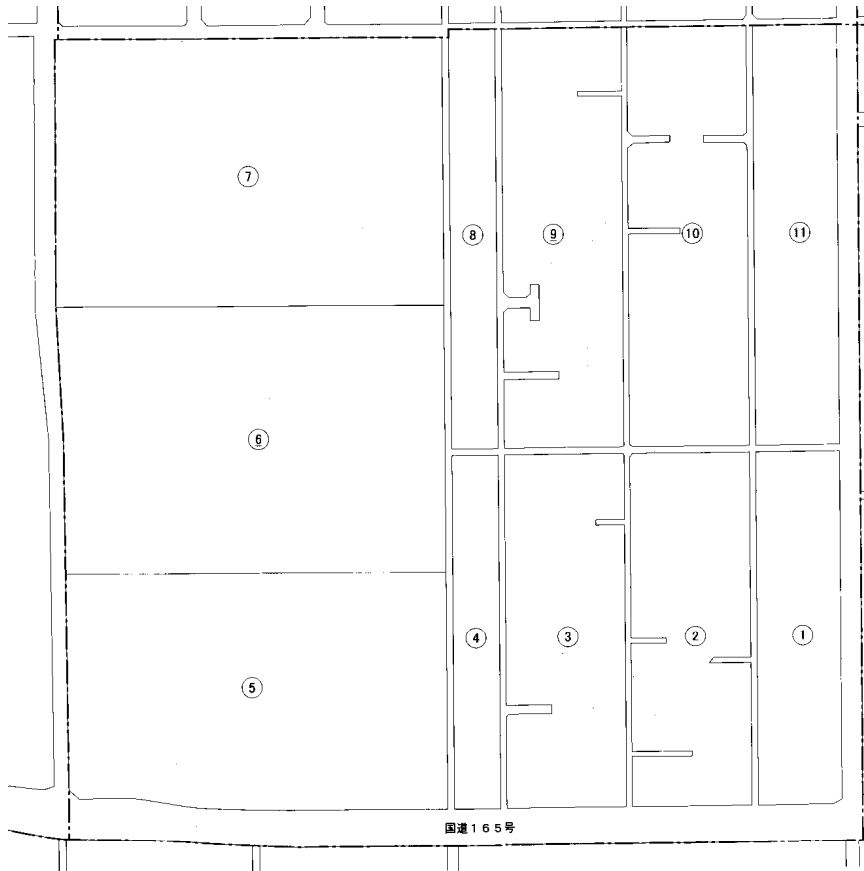
高茶屋五丁目12番街区、13番街区、14番街区、15番街区、16番街区、17番街区、18番街区、19番街区及び20番街区

3 実施期日

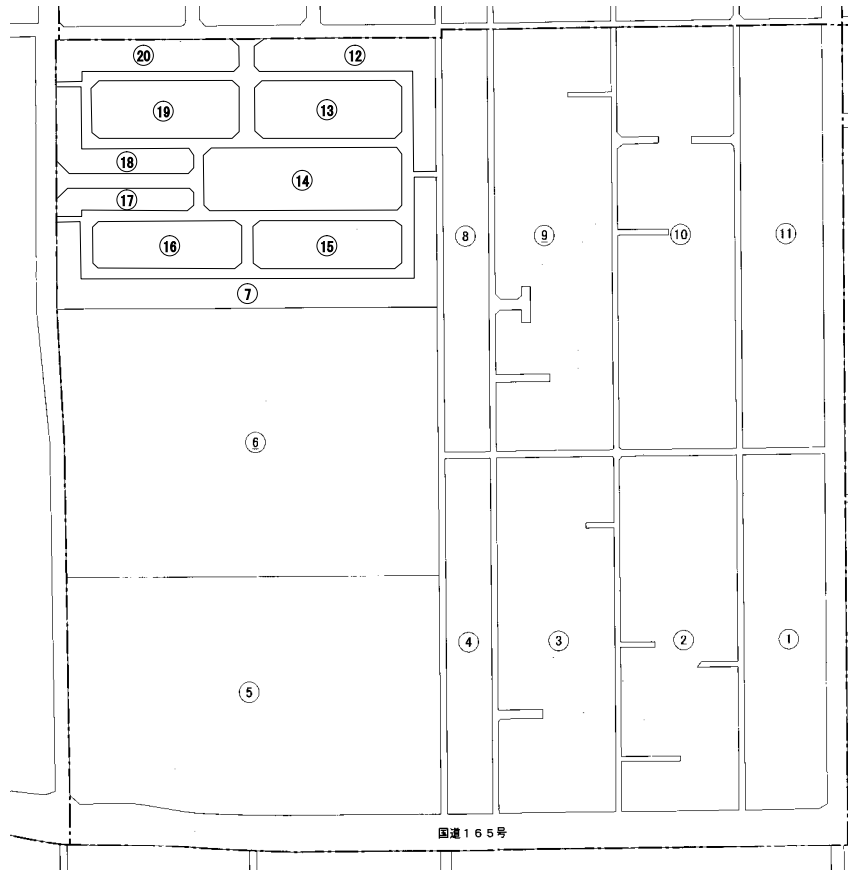
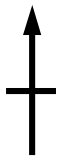
平成25年2月1日

高茶屋五丁目の街区の区域変更図

変更前



変更後



津市告示第18号

津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第215号）第16条第2項及び津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年津市規則第203号）第14条第1項の規定に基づき、平成25年度の津市市営住宅の近傍同種の住宅の家賃を次のとおり定めたので告示する。

平成25年2月1日

津市長 前 葉 泰 幸

市 営 住 宅 の 名 称	近傍同種の住宅の家賃
白塚団地1号館	32,000 円
白塚団地2号館	32,000 円
白塚団地3号館	32,200 円
白塚団地4号館	37,500 円
白塚団地5号館	38,300 円
一身田アパート1	37,400 円
一身田アパート2	37,400 円
上浜六丁目住宅	7,800 円
旭町CBアパート	13,100 円
下部田簡耐住宅	8,200 円
大井アパート	24,100 円
大井住宅 1	31,800 円
大井住宅 2	31,800 円
大井住宅 3	32,800 円
大井住宅 4	32,800 円
大井住宅 5	38,500 円
大井住宅 6	38,500 円
大井住宅 7	39,400 円
大井住宅 8	39,400 円
高洲町アパート1号館	14,800 円
高洲町アパート2号館	17,200 円
高洲町アパート3号館	22,300 円

高洲町アパート4号館	24,100 円
高洲町アパート5号館	24,100 円
高洲住宅 1	37,100 円
高洲住宅 2	36,400 円
高洲住宅 3	40,500 円
高洲住宅 4	39,400 円
新町2号館アパート	16,500 円
新町3号館アパート	14,500 円
新町4号館アパート	14,500 円
千鳥アパート	41,400 円
阿漕簡耐住宅	11,500 円
阿漕B住宅	9,500 円
阿漕C住宅	9,500 円
阿漕1号館アパート	13,700 円
阿漕2号館アパート	14,500 円
南阿漕1号館	21,200 円
南阿漕2号館	30,600 円
朝汐1号館アパート	11,700 円
朝汐2号館アパート	12,700 円
朝汐3号館アパート	13,300 円
藤水団地1号館	40,400 円
藤水団地2号館 1	38,800 円
藤水団地2号館 2	43,500 円
上弁財団地1号館	47,800 円
上弁財団地2号館 1	48,200 円
上弁財団地2号館 2	39,700 円
ぜにやま団地1号館	10,500 円
ぜにやま団地2号館	11,500 円
ぜにやま団地3号館	11,300 円
ぜにやま団地4号館	12,600 円
ぜにやま団地5号館	12,000 円
ぜにやま団地6号館	13,800 円
ぜにやま団地7号館	14,300 円

ぜにやま団地 8 号館	14,700 円
ぜにやま団地 9 号館	15,300 円
ぜにやま団地 10 号館	15,300 円
ぜにやま団地 11 号館	15,300 円
ぜにやま団地 12 号館	16,800 円
ぜにやま団地 13 号館	21,200 円
ぜにやま団地 14 号館	21,400 円
ぜにやま団地 15 号館	23,200 円
ぜにやま団地 16 号館	24,100 円
ぜにやま団地 17 号館	27,000 円
ぜにやま団地 18 号館	27,000 円
ぜにやま団地 19 号館	26,100 円
垂水 D 住宅	8,800 円
藤方団地 1 号館	27,300 円
藤方団地 2 号館	28,600 円
藤方団地 3 号館	28,700 円
藤方団地 4 号館	27,800 円
城山アパート	11,200 円
西城山 1 号館アパート	14,600 円
西城山 2 号館アパート	14,600 円
西城山 3 号館アパート	15,000 円
西城山 4 号館アパート	15,000 円
西城山 5 号館アパート	14,900 円
西城山 6 号館アパート	14,900 円
小森団地 1 号館	43,900 円
小森団地 2 号館	40,600 円
高茶屋住宅	8,500 円
里ノ上 A 住宅	8,100 円
里ノ B 住宅	8,100 円
雲出 1 号館 1	68,400 円
雲出 1 号館 2	64,100 円
雲出 1 号館 3	63,500 円
雲出 1 号館 4	63,500 円

雲出1号館 5	65,800 円
雲出2号館 1	70,100 円
雲出2号館 2	65,600 円
雲出2号館 3	64,900 円
雲出2号館 4	65,600 円
雲出2号館 5	64,900 円
雲出2号館 6	67,300 円
雲出2号館 7	70,100 円
野村団地	10,500 円
野村東団地	9,900 円
相川団地	12,100 円
森団地 1	7,900 円
森団地 2	8,400 円
森団地 3	11,700 円
森団地 4	12,000 円
森団地 5	8,300 円
森団地 6	14,700 円
森団地 7	13,100 円
森団地 8	14,600 円
中町団地A	25,900 円
中町団地B	27,900 円
相川西団地A	27,500 円
相川西団地B	35,200 円
明神団地	36,000 円
北口団地A	35,600 円
北口団地B	38,400 円
桃里団地A	42,300 円
桃里団地B	49,000 円
桃里団地C	43,500 円
桃里団地D 1	101,000 円
桃里団地D 2	83,200 円
桃里団地D 3	83,300 円
桃里団地D 4	100,000 円

中別保住宅	9,700 円
青木団地 1	16,200 円
青木団地 2	17,700 円
藤ヶ丘団地 1	28,200 円
藤ヶ丘団地 2	28,700 円
殿町住宅	37,000 円
新横山住宅	37,500 円
美里第1住宅A棟	32,600 円
美里第1住宅B棟	32,600 円
美里第2住宅1号館	17,400 円
美里第2住宅2号館	17,400 円
片野団地A棟	35,800 円
片野団地B棟	35,800 円
新沢田団地	16,100 円
奥津団地	5,300 円
下之川団地	4,900 円

津市告示第19号

平成25年第1回津市議会臨時会を次のとおり招集する。

平成25年2月6日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 招集の日
平成25年2月13日
- 2 招集の場所
津市議会議事堂
- 3 会議の事件
 - (1) 議会運営委員の選任
 - (2) 常任委員の選任

津市告示第20号

津市公共下水道条例（平成18年津市条例第201号）第15条第1項の規定により、指定工事店を次のとおり指定を取り消したので、同条例第17条第1項第2号の規定により告示する。

平成25年2月8日

津市長 前 葉 泰 幸

指定を取り消した工事店

工事店名	所在地	取消し年月日
マルキ設備	津市藤方 1940番地	平成25年1月30日

津市告示第21号

津市自転車等の放置の防止に関する条例第12条第2項、第13条第2項及び第14条の規定に基づき撤去し、保管している自転車等について、同条例第16条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成25年2月8日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
西丸之内地内	1	平成25年 1月 4日
大園町地内	1	平成25年 1月 4日
分部地内	1	平成25年 1月 7日
桜橋地内	1	平成25年 1月 8日
藤方地内	1	平成25年 1月11日
本町地内	1	平成25年 1月11日
栗真中山町地内	1	平成25年 1月11日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成25年 1月16日
久居駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成25年 1月17日
小舟地内	1	平成25年 1月21日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成25年 1月22日
久居駅前第1公共自転車等駐車場	20	平成25年 1月22日
久居駅前第2公共自転車等駐車場	21	平成25年 1月22日
久居新町地内	31	平成25年 1月24日
高茶屋小森町地内	3	平成25年 1月24日
久居本町地内	1	平成25年 1月24日
高茶屋地内	2	平成25年 1月24日
久居野村町地内	1	平成25年 1月24日
久居北口町地内	2	平成25年 1月24日
長岡町地内	1	平成25年 1月25日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成25年 1月28日
白塚町地内	1	平成25年 1月29日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成25年 1月30日

寿町地内	1	平成25年 1月30日
------	---	-------------

2 保管期間

告示の日から90日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

059-222-6307

津市告示第22号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び同法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、次のとおり住民票を職権で消除したので同条第4項の規定により告示する。

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、津市長に対して異議申立てをすることができる。

また、この異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して30日以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができる。

なお、次のいずれかに該当するときは、当該異議申立てについての決定を経ないで、審査請求をすることができる。

- (1) 異議申立てをした日の翌日から起算して3箇月を経過しても決定がないとき
- (2) その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき

平成25年2月13日

津市長 前 葉 泰 幸

1 職権消除した住民票

住所	氏名

住所	氏名

2 消除した年月日

平成25年2月6日

津市告示第 23 号

下記の者の差押調書（謄本）は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第 20 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成 25 年 2 月 13 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○ ○○○○○○○○ ○	○○○○○○○ ○○ ○○○○ ○○○○ ○○	差押調書（謄本）

注意：地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

津市告示第24号

下記の者の配当計算書（謄本）及び充当通知書は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成25年2月13日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇	〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇	配当計算書（謄本）及び 充当通知書

注意：地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

津市告示第25号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成25年2月13日

津市長 前 葉 泰 幸

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
1202916	平成24年10月1日	平成25年1月4日
1336903	平成24年10月1日	平成25年1月4日
2103534	平成24年10月1日	平成25年1月7日
9135676	平成24年12月19日	平成25年1月18日
5129254	平成24年10月1日	平成25年1月22日
9218509	平成24年10月1日	平成25年1月25日
1304266	平成24年10月1日	平成25年1月28日
3103764	平成24年10月1日	平成25年1月29日
7176824	平成24年10月1日	平成25年1月29日

津市告示第26号

平成25年産の大豆に適用する共済掛金率等を津市農業共済条例第110条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成25年2月14日

津市長 前 葉 泰 幸

共済目的の種類等	区域	引受方式	共 済掛金率	共済加入者負担共済掛金率
大豆1類	津市	半相殺	% 6.6	% 2.970
		全相殺	8.4	3.780
		一 筆	6.2	2.790

適用 この共済掛金率等は、平成25年産に係る共済関係から適用する。

津市公告第18号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成25年2月1日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
平成25年1月30日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市大園町76番、79番
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
鈴鹿市中旭が丘一丁目8番17号
田邊令記
鈴鹿市江島町288番地の1
有限会社 三重土地流通
代表取締役 坂倉博之

津市公告第19号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第24条第1項の規定により、国土交通大臣から事業認定申請書及びその添付書類の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、これを公衆の縦覧に供するため次のとおり公告します。

なお、事業の認定について利害関係を有する者は、この公告に基づく縦覧期間内に限り、法第23条の規定により、国土交通大臣に土地収用法施行規則（昭和26年建設省令第33号）第4条の規定に従って公聴会開催請求書を提出することができ、また、法第25条の規定により、三重県知事に意見書を提出することができます。

平成25年2月1日

津市長 前 葉 泰 幸

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道23号改築工事（中勢バイパス・三重県津市神戸字名塚地内から津市高茶屋小森町字瓦ヶ野地内まで）

3 起業地

(1) 収用の部分

三重県津市神戸字名塚、字にんぼう、字伊賀谷、字大釜、字鳥羽見、字上はんの木、字はんの木及び字藤谷、久居明神町字西藤谷、半田字奥藤谷、久居藤ヶ丘町字西硯石、大字半田字丸田、久居相川町字硯石及び字畑山、垂水字丸地、字西焼尾及び字二年田、久居桜が丘町、久居小野辺町字小池谷、字畑山新田、字東花領下及び字小膳田、久居野村町字北小膳田、字東山神、字小膳田及び字駒屋、高茶屋小森上野町字野田並びに高茶屋小森町字野田及び字瓦ヶ野地内

(2) 使用の部分

三重県津市神戸字名塚、字にんぼう、字伊賀谷、字大釜、字長谷、字鳥羽見、字上はんの木及び字藤谷、半田字奥藤谷、久居藤ヶ丘町字西硯

石、大字半田字丸田、久居相川町字硯石及び字畑山、垂水字丸地、字西焼尾及び字二年田、久居桜が丘町、久居小野辺町字小池谷、字畑山新田及び字東花領下、久居野村町字北小膳田、字東山神、字小膳田及び字駒屋、高茶屋小森上野町字野田並びに高茶屋小森町字瓦ヶ野地内

4 縦覧場所

津市役所 建設部事業調整室

5 縦覧期間

公告の日から2月15日まで

津市公告第20号

津市農業振興地域整備計画を変更しましたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成25年2月1日

津市長 前 葉 泰 幸

1 変更の内容

農地から農業用施設用地への変更

2 変更場所

土地の所在			面積	用途区分	
大字	字	地番		変更前	変更後
垂水	法ヶ広	3271	514 m ² うち 169.43 m ²	農地	農業用施設 用地

津市公告第21号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成25年2月4日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 抑留日 平成25年1月30日
- 2 抑留期間 平成25年2月6日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 芸濃町中縄	雑種	茶トラ	雌	中型	91日 以上	

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課
電話 059-229-3282
津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課
電話 059-223-5192

津市公告第22号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定しましたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により次のとおり公告します。

平成25年2月7日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 指定にかかる道路の種類
第42条第1項第5号
- 2 指定の年月日
平成25年2月4日
- 3 指定道路の位置
津市藤方字黒木 154-10、154-11、法定外道路の一部
- 4 指定道路の延長及び幅員
延長 21.2メートル
幅員 4.0メートル～5.8メートル

津市公告第23号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成25年2月8日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 抑留日 平成25年2月5日
- 2 抑留期間 平成25年2月14日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 大里野田町	シーズー	うす茶	雄	小型	91日 以上	

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第24号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、津市農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

平成25年2月8日

津市長 前 葉 泰 幸

津市教育委員会告示第2号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成25年2月15日

津市教育委員会

委員長 中 湖 喬

- 1 招集の日時 平成25年2月18日（月）午後3時から
- 2 招集の場所 教育委員会室
- 3 会議の事件
 - (1) 平成24年度津市一般会計補正予算（第7号）＜教委所管分＞について
 - (2) 平成25年度津市一般会計予算＜教委所管分＞について
 - (3) 平成25年度教育方針について
 - (4) 津市立学校設置条例の一部の改正について
 - (5) 津市就学指導委員会条例の一部の改正について
 - (6) 津市郷土資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部の改正について

津市教育委員会告示第3号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成25年2月15日

津市教育委員会

委員長 中 湖 喬

- 1 招集の日時 平成25年2月18日（月）第2回教育委員会終了後
- 2 招集の場所 教育長室
- 3 会議の事件 教育委員会委員長の選任について